

報告第 2 0 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 4 年 8 月 3 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

專決第3号

專決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成 24 年 7 月 9 日 専決

龜山市長 櫻井 義之

市道能褒野 1 4 号線における建物汚損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成24年4月27日、市道能褒野14号線で市道を通行していた車両が道路補修用アスファルト合材を跳ね上げ、相手方が所有する建物を汚損した。

2 相手方住所及び氏名

3 損害賠償の額

2 8 4 , 5 5 0 円